

事 務 連 絡
令和8年5月29日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

療養の給付と直接関係ないサービス等に係る取扱いについては、「「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について」（令和8年3月27日保医発0327第7号）により、令和8年6月1日より実施することとしているところですが、今般、療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する疑義解釈資料を別添1のとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

【予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料】

問1 療養の給付と直接関係ないサービスとして「予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料」が追加されたが、これは選定療養における「予約に基づく診察」において、当該診察日の直前に患者都合で予約がキャンセルされた場合に限って、患者から費用の徴収が認められたということか。

(答) そのとおり。